

介護老人保健施設「国府の里通所リハビリテーション」運営規程

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(新潟県条例第22号(以下本規程中「県条例」という。))の規定に基づき、社会福祉法人えちご府中会介護老人保健施設「国府の里通所リハビリテーション」(以下「当施設」という。)の運営についての重要事項に関する規程を以下のように定める。

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に指定通所リハビリテーションサービス(以下「サービス」という。)を提供することにより利用者の心身の機能の維持回復を図ること。

(運営方針)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号を基本として運営するものとする。

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスに努めること。
- (2) サービスの提供にあたっては、医師の指示及び通所リハビリテーションサービス計画(以下「サービス計画」という。)に基づき利用者の身心機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- (3) サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から、療養上必要とされる事項について理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- (4) サービスの提供にあたっては常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- (5) 当施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設「国府の里通所リハビリテーション」
- (2) 所在地 新潟県上越市五智4丁目7番21号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| (1) 管理者(医師) | 1名 |
| (2) ①理学療法士、②作業療法士
若しくは、③言語聴覚士
④看護師、⑤准看護師
又は⑥介護職員 | 2名以上
うち①、②又は③の
職員0.2名以上とする。 |
| (3) 事務員 | 若干名 |

(4) その他の職員 若干名

(職務内容)

第5条 施設管理者の責務は、次の(1)ーア及びイのとおりとし、従業員の職務については、施設管理者の指揮命令のもとに行われる(2)～(6)に掲げる業務とする。

(1) 施設管理者(医師の職にある者が施設管理者の責に任ずる。)

ア 施設管理者(以下「施設長」という。)は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、かつ県条例第8章の規定を遵守させるために必要な指揮命令をすること。

イ 施設長は、理学療法士、作業療法士又言語聴覚士及び専ら通所リハビリテーションの提供にあたる看護師等のうちから選任した者に、管理上必要な指揮命令をさせること。

なお、この場合の指揮命令系統は、組織図上明らかにしておくものとする。

(2) 医師

ア サービスの提供にあたり理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等関係職員に対し、必要な医学上の指示をすること。

イ 診療又は、運動機能検査、作業能力検査、言語聴覚療法検査及び摂食・嚥下検査等を基に行うサービス計画の作成に関すること。(理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる職員等と協同して行う。)

ウ 上記事項以外に必要な医師としての所管事項については、国府の里運営規程に規定する事項に準ずるものとする。

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

ア 診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に行うサービス計画の作成に関すること。

イ 失語症や構音障害などの言語聴覚訓練や、安全な食事を摂るための摂食・嚥下リハビリテーションなどに関すること。

ウ サービス計画作成にあたり、行う利用者に対する内容の説明及び同意書の徴求、交付及び利用契約の締結に関すること。

(4) 看護師、准看護師及び介護職員

ア 上記(3)のア、イ、ウに掲げる業務(他の職種と協同)

イ 上記(3)の職種が行う業務以外の業務(他の職種と協同)

(5) 事務員

ア 法定代理受領に該当しない通所リハビリテーションに係る、利用料の支払いを受けた場合のサービス提供証明書の交付に関すること。

イ サービス事業に関する、一般庶務的事項の処理に関すること。

(6) その他

利用者の送迎業務等

第3章 施設の営業日及び営業時間

第6条 営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

一 営業日：毎週の土曜日・日曜日及び年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く全ての日とする。

但し、月曜日から金曜日までの祝祭日及び振替休日は営業日とする。

二 提供時間帯：午前9時00分から午後3時30分までの6時間30分

三 延長サービスを行う時間：2時間

第4章 施設利用定員

(利用定員)

第7条 利用定員は、20人とする。(1単位)

(定員の遵守)

第8条 災害その他やむを得ない事情がある場合の他、利用定員を超えた利用の取扱をしてはならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 サービスを提供するにあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス提供者会議^(※)等を通じて、利用者の心身の状況及び病歴、その置かれている環境、他の保健、医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

※「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」厚令38号第13条の9号9

介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

第5章 サービスの体制及び内容

(通所リハビリテーションの効果的实施等)

第10条 通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、居宅介護サービス事業者、他の施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

(通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成)

第11条 通所リハビリテーションは、個々のサービス計画に基づいて行うものであるが、このことは、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではない。

2 サービス計画は、医師の診療内容及び運動機能検査等の結果等を基に、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が協同して個々の利用者ごとに作成するものとする。

3 サービス計画は、居宅サービス計画に沿って作成するものとする。

4 サービス計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該サービスが居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認し、必要に応じて変更するものとする。

5 認知症の状態にある要介護者等で他の要介護者等と同じグループとしてサービスを提供することが困難な場合には、必要に応じてグループを分けて対応するものとする。

(サービス提供中に緊急事態の発生したときの対応)

第12条 現に通所リハビリテーションを行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医師への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第13条 サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 第23条第1項(2)に掲げるサービス終了に際しては利用者又は、その家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供、並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス体制及び内容)

第14条 利用者に対し、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等のサービスの提供、その他必要な医療の提供を要すると認められる者を対象にサービスを提供する。

2 利用者に対し、適正な施設・その他のサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

3 サービスの提供は当該施設職員によってのみ行う。ただし、利用者処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

4 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めるものとする。

第6章 利用料及びその他の費用の額

(サービス費用)

第15条 サービスの利用料金は、別に定める料金表のとおりとし、厚生労働大臣告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」による。法定代理受領サービスの場合は、保険者が決定する介護保険負担割合証の負担割合を利用者の負担額とする。

(保険対象外費用の負担)

第16条 保険対象外費用は、別に定める料金表のとおりとする。

(サービス費用等に関する同意)

第17条 前2条に掲げる費用については、あらかじめ内容、金額について利用者本人及び家族に説明し同意を得るものとする。(同意書の徴求)

(キャンセル料金)

第18条 契約に基づくサービス提供途上において利用者の都合によるサービス利用中止の申し立てを受けた場合は、別に定める料金表に掲げるキャンセル料金を支払わせることができる。

(サービス費用等の支払方法等)

第19条 当施設は、前月において提供したサービスにかかるサービス費用等の額を計算したうえ合計額請求書(支払期限をその月の末日とし、かつ、実際に提供したサービス等に関する明細書を添付したもの)を毎月15日までに利用者又はその家族が指定する先に送付し、請求するものとする。

2 支払方法は、次の何れかのうち利用者の選択する方法による。

①現金払い

②金融機関への振込み

③金融機関(郵便局、JAバンク含む)口座自動引落

第7章 通常事業の実施地域及び送迎範囲

第20条 通常の実業の実施地域は、上越市の自動車で概ね片道30分以内の地域（旧上越市、名立区、大潟区、頸城区）において送迎サービスを実施するものとする。

第8章 施設運営に関する重要事項

（サービスの提供拒否の禁止等）

第21条 通所リハビリテーション事業の運営にあたっては、特に次の事項に留意して行うものとする。

- （1）正当な理由なくサービスの提供を拒まない。
- （2）正当な理由により利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められたときは、その利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定訪問介護事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講ずること。

（身体拘束の禁止）

第22条 利用者又は他の入居者等の生命及び身体を保護するための緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

- 2 前項の身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び止むを得ない理由を記録して置かなければならない。

（虐待の防止等）

第23条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - （2）虐待防止のための指針を整備する。
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（サービスの提供の開始、終了）

第24条 サービス提供の開始時点又は終了時点は、次のとおり把握するものとする。

- （1）サービス提供の開始・・・ サービス契約を締結したとき以降
- （2）サービス提供の終了・・・ サービス契約書第6条に定めるいずれかの事項に該当するに至ったとき以降

（注）サービス契約書第6条（抄）

- 1 利用者から解約の意思表示がなされ予告期間を経過した場合
- 2 当施設からの解約の意思表示がなされ予告期間を経過した場合
- 3 次のいずれかに該当することによりサービスの提供ができなくなったとき
 - ア 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり受入体制が整ったとき

- イ 高度な医学的管理下における治療、療養の必要が生じ、当施設においては十分な対応ができないとき
- ウ 自立と認定されたとき
- エ 利用者が死亡したとき

- 2 契約を解約する場合、あらかじめその理由を文書により利用者に対し、十分な説明をするものとする。
- 3 サービス契約の解除又は、終了の場合の居宅サービス計画作成者への連絡は、第一義的には利用者又はその家族が行うものとする。

(要望及び苦情処理窓口)

第25条 サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置するほか必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

- 第26条 サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに必要な措置を講じなければならない。
- 2 賠償すべき事態となった場合は速やかに損害賠償の手続きをとるものとする。

(秘密の保持)

- 第27条 従業員又は当施設従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 当施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意書を得なければならない。

(食中毒及び衛生管理等)

第28条 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、食中毒を未然に防ぐなどの予防対策又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(感染症対策等)

- 第29条 感染症については、発生又はまん延しないような措置を構ること及び感染症予防に関するマニュアル等を整備する。また、感染事例又はヒヤリハット事例の記録や当該事例を検討した会議の記録及び検討結果に基づく是正等の記録に努めることとする。
- 2 インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については、発生やまん延を防止するための適切な措置を講じなければならない。また、必要に応じて上越健康福祉環境事務所の助言、指導を求めると共に、常に密接な連携を保つこととする。

(サービス提供記録の開示及び個人情報保護取組等)

- 第30条 利用者のサービス提供に関する記録を作成し、その記録は、契約完結の日から5年間保存するものとする。
- 2 個人情報の管理及び保護等については、法人及び当施設が定める規程等に基づき、通常必要とされる利用目的等を掲示している。また、ホームページ上でも掲載している。
 - 3 利用者から上記記録の閲覧、複写を求められた場合、原則として提示する。但し、利用者の家族、その他の者に対しては、個人情報保護取扱規程等に基づき、利用者の承諾その他必要と認められる

場合にのみ開示するものとする。

第9章 利用者におけるサービス利用上の留意点

(サービス利用上の留意点の説明)

第31条 サービス開始にあたっては、利用者及びその家族等に対し、サービス利用上の留意点について文書によって説明を行い、同意を得なければならない。

第10章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 火災、地震、風水害、津波その他の災害に対する防災対策として、計画的な訓練と防災設備の充実(常時の点検体制の確保を含む。)を図り、利用者の安全について万全を期すものとする。

- 2 訓練は、別に定めるところにより少なくとも年2回以上実施するものとする。
- 3 避難経路及び非常口を明確にし、わかりやすい場所に常時掲示しておくものとする。
- 4 利用者に対しては、別に定める「災害時における避難誘導要領」に基づき行うものとする。
なお、この場合の説明は、別に定める「災害時における避難誘導要領」に基づき行う。

(業務継続計画の策定等)

第33条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第11章 諸記録の保管

(諸記録の保存)

第34条 次に掲げる記録は、契約完結の日から5年間保存しなければならない。

なお、診療録についても5年間とする。

- 一 サービス提供の記録
- 二 身体拘束の記録
- 三 サービス計画書
- 四 苦情処理の内容等の記録
- 五 事故の状況及び処置の記録

第12章 協力病院等

(協力病院等)

第35条 利用者の急変に備え、あらかじめ次の医療機関を協力病院とする。

- ・医療法人麓会 ふもとクリニック (上越市中央1丁目23番26号)
- ・新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院 (上越市大道福田616番地)

- ・労働者健康安全機構 新潟労災病院 (上越市東雲町1丁目7番12号)
- ・一般財団法人 上越市地域医療機構
上越地域医療センター病院 (上越市南高田町6番9号)
- ・鈴木歯科医院 (上越市五智1丁目15番25号)

第13章 その他

(暴力団等の排除)

第36条 事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。

附 則

この規程の全部改正は平成15年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成15年 6月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成16年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成16年 6月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成17年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成17年 10月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成18年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成21年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成26年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成26年 11月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成27年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成27年 8月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成27年 10月 1日から実施する

附 則

この規程の一部改正は平成28年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は令和 3年11月 9日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は令和 6年 5月30日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は令和 6年 8月 1日から実施する。

国府の里「介護予防通所リハビリテーション」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に介護予防通所リハビリテーションサービス（以下「サービス」という。）を提供する。また、このことにより、利用者の心身の機能維持回復等を通じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号を基本として運営するものとする。

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスに努めること。
- (2) サービスの提供にあたっては、医師の指示及び介護予防通所リハビリテーションサービス計画（以下「サービス計画」という。）に基づき利用者の身心機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- (3) サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から、介護予防上必要とされる事項について理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- (4) サービスの提供にあたっては常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- (5) 当施設は、自らその提供する介護予防サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 国府の里「介護予防通所リハビリテーション」
- (2) 所在地 新潟県上越市五智4丁目7番21号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| (1) 管理者（医師） | 1名 |
| (2) ① 理学療法士、② 作業療法士
若しくは、③ 言語聴覚士
④ 看護師、⑤ 准看護師
又は⑥ 介護職員 | 2名以上
うち①、②又は③の
職員0.2名以上とする。 |
| (3) 事務員 | 若干名 |
| (4) その他の職員 | 若干名 |

(職務内容)

第5条 職務内容は次のとおりとする。

なお、「職種間で協同して行うこと。」とされている事項については、定められた指揮系統に従って相互に連携し、かつ、それぞれの職種に与えられている働きが最大限に発揮されることを期しているものである。

(1) 施設管理者（医師の職にある者が施設管理者の責に任ずる。）

ア 施設管理者（以下「施設長」という。）は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、かつ、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（新潟県条例第62号（以下本規程中「県条例」という。））の第8章の規定を遵守させるために必要な指揮命令をする。

イ 施設長は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び専ら介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる看護師等のうちから選任した者に、管理上必要な指揮命令をさせることとする。

なお、この場合の指揮命令系統は、組織図上明らかにしておくものとする。

(2) 医師

ア サービスの提供にあたり理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、及び看護師等関係職員に対し、必要な医学上の指示をすること。

イ 診療又は、運動機能検査、作業能力検査、言語聴覚検査、栄養状態の改善、口腔機能の向上等に基づき行うサービス計画の作成に関すること。（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士、看護師等、専ら介護予防サービスの提供にあたる職員と協同して行う。）

ウ 上記事項以外に必要な医師としての所管事項については、当施設運営規程に規定する事項に準ずるものとする。

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

ア 診療又は運動機能検査、作業能力検査、言語聴覚検査、栄養状態の改善、口腔機能の向上等に基づき行うサービス計画の作成に関すること。

イ 失語症や構音障害などの言語聴覚訓練や安全な食事をとるための、摂食・嚥下リハビリテーションなどに関すること。

ウ サービス計画作成にあたり、行う利用者に対する内容の説明及び同意書の徴求、交付及び利用契約の締結に関すること。

(4) 看護師、准看護師及び介護職員

ア 上記（3）のア、イ、ウに掲げる業務（他の職種と協同）

イ 上記（3）の職種が行う業務以外の業務（他の職種と協同）

(5) 事務員

ア 法定代理受領に該当しない介護予防通所リハビリテーションに係る、利用料の支払いを受けた場合のサービス提供証明書の交付に関すること。

イ 介護予防サービス事業に関する、一般庶務的事項等の処理に関すること。

(6) その他

利用者の送迎業務等

第3章 施設の営業日及び営業時間

第6条 営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

一 営業日：毎週の土曜日・日曜日及び年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く全ての日とする。

但し、月曜日から金曜日までの祝祭日及び振替休日は営業日とする。

二 提供時間帯：午前9時00分から午後3時30分までの6時間30分

なお、個々のサービス提供時間帯は、上記の時間内で利用者と協議のうえ決めるものとする。

第4章 施設利用定員

(利用定員)

第7条 利用定員は、20人とする。

(定員の遵守)

第8条 災害その他やむを得ない事情がある場合のほか、利用定員を超えた利用の取扱をしてはならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 サービスを提供するにあたっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス提供者会議等を通じて、利用者の心身の状況及び病歴、その置かれている環境、他の保健、医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

第5章 サービスの体制及び内容

(介護予防サービスの効果的实施等)

第10条 サービスをより効果的に実施するため、地域包括支援センター及び介護予防サービス事業者、他の施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

(介護予防サービスの具体的取扱方針等)

第11条 サービスは、個々のサービス計画に基づいて行うものであるが、このことは、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではない。

2 サービス計画は、医師の診療内容及び運動機能検査等の結果等を基に、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて理学療法士、作業療法又は言語聴覚士等が共同して個々の利用者ごとに作成するものとする。

3 サービス計画は、地域包括支援センター等が作成する介護予防サービス計画に沿って作成するものとする。

4 サービス計画を作成後に、地域包括支援センター等の介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防サービスが、その介護予防サービス計画に沿ったものであるかを確認し、必要に応じて変更するものとする。

(サービス提供中に緊急事態発生の対応)

第12条 現にサービスを行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族、主治医や医師及び地域包括支援センター等への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(地域包括支援センター等との連携)

第13条 サービスを提供するにあたっては、地域包括支援センター等、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 第23条第1項(2)に掲げるサービス終了に際しては利用者又は、その家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や医師及び地域包括支援センターに対する情報の提供、並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス体制及び内容)

第14条 利用者に対し、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等のサービスの提供、その他必要な医療の提供を要すると認められる者を対象にサービスを提供する。

2 利用者に対し、適正な施設・その他のサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

3 サービスの提供は当施設職員によってのみ行う。ただし、利用者処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

4 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するよう努めるものとする。

第6章 利用料及びその他費用の額

(サービス費用)

第15条 サービスの利用料金は、別に定める料金表のとおりとし、法定代理受領サービスの場合は、保険者が決定する介護保険負担割合証の負担割合を利用者の負担額とする。

(保険対象外費用の負担)

第16条 保険対象外費用は、別に定める料金表のとおりとする。

(サービス費用等に関する同意)

第17条 前2条に掲げる費用については、あらかじめ内容、金額について利用者本人及び家族に説明し同意を得るものとする。(同意書の徴求)

(キャンセル料金)

第18条 契約に基づくサービス提供途上において利用者の都合によるサービス利用中止の申し立てを受けた場合は、別に定める料金表に掲げるキャンセル料金を支払わせることができる。

(サービス費用等の支払方法等)

第19条 当施設は、前月において提供したサービスにかかるサービス費用等の額を計算したうえ合計額請求書(支払期限をその月の末日とし、かつ、実際に提供したサービス等に関する明細書を添付したもの)を毎月15日までに利用者又はその家族が指定する先に送付し、請求するものとする。

2 支払方法は、次の何れかのうち利用者の選択する方法による。

①現金払い

②金融機関への振込み

③金融機関(郵便局、JAバンク含む)口座自動引落

第7章 サービス事業の実施地域及び送迎範囲

(実施地域及び送迎範囲)

第20条 サービス事業の実施地域は上越市とするが、上越市の自動車で概ね片道30分以内(旧上越市、名立区、大潟区、頸城区)の地域において、状況に応じて送迎サービスを実施するものとする。

第8章 施設運営に関する重要事項

(サービスの提供拒否の禁止等)

第21条 サービスの運営にあたっては、特に次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 正当な理由なくサービスの提供を拒まない。
- (2) 正当な理由により利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めるときは、その利用申込者にかかる地域包括支援センターへの連絡、適切な他のサービス介護事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講ずること。

(身体拘束の禁止)

第22条 利用者又は他の入居者等の生命及び身体を保護するための緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

- 2 前項の身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び止むを得ない理由を記録して置かなければならない。

(虐待の防止等)

第23条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(サービスの提供の開始、終了)

第24条 サービス提供の開始時点又は終了時点は、次のとおり把握するものとする。

- (1) サービス提供の開始・・・ サービス契約を締結したとき以降
- (2) サービス提供の終了・・・ サービス契約書第6条に定めるいずれかの事項に該当するに至った

(注)

とき以降

(注)サービス契約書第6条(抄)

- 1 利用者から解約の意思表示がなされ予告期間を経過した場合
- 2 当施設からの解約の意思表示がなされ予告期間を経過した場合
- 3 次のいずれかに該当することにより介護予防通所リハビリター

ションサービスの提供ができなくなったとき

ア 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり受入体制が整ったとき

イ 高度な医学的管理下における治療、療養の必要が生じ、当施設においては十分な対応ができないとき

ウ 要介護1～5と認定されたとき

エ 利用者が死亡したとき

2 契約を解約する場合、あらかじめその理由を文書により利用者へ示し、十分な説明をするものとする。

3 サービス契約の解除又は、終了の場合の介護予防サービス計画作成者への連絡は、第一義的には利用者又はその家族が行うものとする。

(要望及び苦情処理窓口)

第25条 サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置するほか必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第26条 サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡をするとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 賠償すべき事態となった場合は速やかに損害賠償の手続きをとるものとする。

(秘密の保持)

第27条 従業員又は当施設従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 当施設は、地域包括支援センター等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意書を得なければならない。

(食中毒及び衛生管理等)

第28条 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、食中毒を未然に防ぐなどの予防対策又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(感染症対策等)

第29条 感染症については、発生又はまん延しないような措置を構ずること及び感染症予防に関するマニュアル等を整備する。また、感染事例又はヒヤリハット事例の記録や当該事例を検討した会議の記録及び検討結果に基づく是正等の記録に努めることとする。

2 インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については、発生やまん延を防止するための適切な措置を講じなければならない。また、必要に応じて上越健康福祉環境事務所の助言、指導を求めると共に、常に密接な連携を保つこととする。

(サービス提供記録の開示及び個人情報保護取組等)

第30条 利用者のサービス提供に関する記録を作成し、その記録は、契約完結の日から5年間保存するものとする。

2 個人情報の管理及び保護等については、法人及び当施設が定める規程等に基づき、通常必要とさ

れる利用目的等を施設内に掲示するものとする。

- 3 利用者から上記記録の閲覧、複写を求められた場合、原則として提示する。但し、利用者の家族、その他の者に対しては、個人情報保護取扱規程等に基づき手続きを経て、利用者の承諾その他必要と認められる場合に開示するものとする。

第9章 利用者におけるサービス利用上の留意点

(サービス利用上の留意点の説明)

第31条 サービス開始にあたっては、利用者及びその家族等に対し、サービス利用上の留意点について文書によって説明を行い、同意を得なければならない。

第10章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 火災、地震、風水害、津波その他の災害に対する防災対策として、計画的な訓練と防災設備の充実(常時の点検体制の確保を含む。)を図り、利用者の安全について万全を期すものとする。

- 2 訓練は、別に定めるところにより少なくとも年2回以上実施するものとする。
- 3 避難経路及び非常口を明確にし、わかりやすい場所に常時掲示しておくものとする。
- 4 利用者に対しては、別に定める「災害時における避難誘導要領」に基づき行うものとする。
なお、この場合の説明は、別に定める「国府の里防災・消防計画要綱等」に基づき行う。

(業務継続計画の策定等)

第33条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第11章 諸記録の保管

(諸記録の保存)

第34条 次に掲げる記録は、契約完結の日から5年間保存しなければならない。

なお、診療録についても5年間とする。

- 一 サービス提供の記録
- 二 身体拘束の記録
- 三 サービス計画書
- 四 苦情処理の内容等の記録
- 五 事故の状況及び処置の記録

第12章 協力病院等

(協力病院等)

第35条 利用者の急変に備え、あらかじめ次の医療機関を協力病院とする。

- ・医療法人麓会 ふもとクリニック (上越市中央1丁目23番26号)
- ・新潟県厚生事業協同組合連合会 上越総合病院 (上越市大道福田148番地1号)
- ・労働者健康福祉機構 新潟労災病院 (上越市東雲町1丁目7番12号)
- ・一般財団法人 上越市地域医療機構
上越地域医療センター病院 (上越市南高田町6番9号)
- ・鈴木歯科医院 (上越市五智1丁目15番25号)

第13章 その他

(暴力団等の排除)

第36条 事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。

附 則

この規程は 平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成26年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成27年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は 平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は 令和 3年11月 9日から施行する。

附 則

この規程は 令和 6年 5月30日から施行する。

附 則

この規程は 令和 6年 8月 1日から施行する。